

＜第一中学校区＞

民間認可保育所設置運営事業者審査基準

1. 目的

この基準は、民間認可保育所設置運営事業者を、習志野市民間認可保育所設置運営事業者公募選考委員会（以下、「選考委員会」という。）で選考するための審査方法及び審査基準等を定めることを目的とする。

2. 審査方法

審査は、提出された応募書類等と、現地調査（ヒアリング）から、応募者の評価を行い、最も優れた候補者を選考するものとする。

ア. 書類審査

事務局により、応募者から提出された応募書類の内容等について審査する。

なお、応募者の財務状況については、税理士等からの専門的な視点による意見を求める。

イ. 現地調査（ヒアリング）

事務局により、応募者の現地調査によるヒアリングを実施し、書類審査を補完する。

ウ. 採点

選考委員会は、応募書類の内容等に関する書類審査及び現地調査の結果を総合的に判断して、評価基準に従い審査項目ごとに採点を行う。採点は、各委員が行い、その合計点を得点とし、最も高い得点を得た対象者を設置運営事業者候補者とする。なお、得点が満点の7割に満たない対象者は、選考の対象としないものとする。

3. 審査項目・配点

	審査項目	配点
1	応募理由等	15点
2	保育方針・保育目標	10点
3	保育内容	10点
4	特別に支援を要する子どもの保育	5点
5	給食・食育	5点
6	関係機関及び地域との連携・交流	5点
7	保護者との信頼関係の構築	5点
8	延長保育	5点
9	職員の研修	5点
10	健康管理	5点
11	防犯・防災、事故等への対策	5点
12	施設整備計画	10点
13	職員配置・採用計画	5点
14	財務状況	10点
	合計	100点